新型コロナウイルス感染症に係る対応表(令和4年2月4日改定版)

変異株の種類		オミクロン株		オミクロン株以外の変異株	
対象者	感染状況	当該園児の預かり	施設の対応 (他の園児の預かり)	当該園児の預かり	施設の対応 (他の園児の預かり)
園児本人	症状なし	登園可	開所(登園可)	登園可	開所(登園可)
	感染疑い (発熱等によ り医師が検査 を行う場合)	医師による経過観察の 終了または検査の結果 「陰性」と判定される まで登園自粛	開所(登園可)	医師による経過観察の 終了または検査の結果 「陰性」と判定される まで登園自粛	開所(登園可)
	濃厚接触者 (無症状・有 症状は問わない。)	園児が PCR 検査の結果 「陰性」と判定された 日から起算して、7日 間登園自粛	開所(感染が疑われる 症状(発熱等)がある 場合は登園自粛、症状 がない場合は登園可)	園児が PCR 検査の結果 「陰性」と判定された 日から起算して、2週 間程度登園自粛	開所(感染が疑われる 症状(発熱等)がある 場合は登園自粛、症状 がない場合は登園可)
	感染確認 (有症状・無 症状は問わな い。)	有症状の場合は治癒するまで登園停止(治癒後も最短で発症日から7日間は登園停止)無症状の場合は、園児がPCR検査の結果「陰性」と判定された日から起算して、7日間登園停止	当該園児の登園日から 起算して、クラス単位 で7日間一時休所とし ます。(※1)	有症状の場合は、治癒 するまで登園停止(治 癒後も最短で発症日から2週間は登園停止) 無症状の場合は、園児 が PCR 検査の結果「陰 性」と判定された日か ら起算して、2週間登 園停止	当該園児の登園日から 起算して、施設を2週 間、一時休所とします。 (※1)
保護者等 (同居の 家族)	症状なし	登園可	開所(登園可)	登園可	開所(登園可)
	感染疑い (発熱等によ り医師が検査 を行う場合)	登園可。 ただし、送迎は、保護 者が医師による経過観 察の終了または検査の 結果「陰性」と判定さ れるまで極力代理の方 が行ってください。	開所(登園可)	登園可。 ただし、送迎は、保護 者が医師による経過観 察の終了または検査の 結果「陰性」と判定さ れるまで極力代理の方 が行ってください。	開所(登園可)
	濃厚接触者 (無症状・有 症状は問わない。)	登園可。 ただし、送迎は、保護者が PCR 検査の結果 「陰性」と判定されるまで、必ず代理の方が行ってください。 また、陰性確認後も待機期間終了までの間、送迎は極力代理の方が行ってください。	開所(登園可)	登園可。 ただし、送迎は、保護者が PCR 検査の結果 「陰性」と判定されるまで、必ず代理の方が行ってください。 また、陰性確認後も待機期間終了までの間、 送迎は必ず代理の方が行ってください。	開所(登園可)
	感染確認 (無症状・有症状は問わない。)	園児本人が濃厚接触者の欄をご参照ください。		園児本人が濃厚接触者の欄をご参照ください。	

[※] 原則、上表のとおり対応しますが、個々の状況や事態の推移により変更となることがあります。

[※] 下線がある部分について今回改訂を行っております。